

資料編

資料1 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に対する意見 提出手続(パブリックコメント)に寄せられた意見と市の考え方

- ・意見の提出期間:令和5年12月22日(金)～令和6年1月26日(金)
- ・意見提出者数:1人(個人1, 団体0)から3件
- ・意見の内容:次表のとおり

	意見の内容	意見数
1	<p>【ケアプラン点検について】</p> <p>概要:ケアプラン点検の実施は必要であると思われませんが, 実際に利用者への支援を行うのは現場職員です。すべての利用者がリハビリテーション専門職へのアクセスがある訳ではないため, 行政として現場の介護職員等に対する自立支援に関する知識の普及啓発に努めるべきと感じられました。行政が率先して介護保険に関わるあらゆる専門職へ自立支援の普及啓発と介護支援専門員へのケアプラン点検を行うことで, より高い効果が得られると感じました。</p>	1
2	<p>【あさひかわ安心つながり手帳について】</p> <p>概要:「あさひかわ安心つながり手帳」の今後の配布計画数が設定されておりますが, 利用者への認知度・活用度、医療福祉連携への貢献度等, その効果の検証がなく, 配布することが目的になってしまっていると感じます。効果の検証ないまま, ただ配布が継続されることがないように運用していただきたいと思えます。</p>	1
3	<p>【その他】</p> <p>概要:旭川市内の地域包括支援センターには, 旭川市独自に精神保健福祉士が配置されていますが, 計画にそれに関して明記すべきではないかと思えます。</p>	1
	合 計	3

- ・計画への反映:提出のあった意見による計画書の変更は行いませんが, 今後の計画推進の際の参考とします。

資料2 旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

○委員名簿(※五十音順:敬称略)

	氏名	所属団体
会 長	滝山 義之	旭川市医師会 会長
委 員	板橋 雅之	旭川市社会福祉協議会 事務局長
	大森 裕	旭川市老人クラブ連合会 事務局長
	加藤 敏明	旭川地区退職者連合 事務局長
	篠原 泰則	市民公募
	高森 崇	旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会 副会長
	中川 初恵	旭川市立大学 准教授
	中村 幸彦	旭川市市民委員会連絡協議会 副会長【臨時委員】
	猫山 房良	旭川市民生委員児童委員連絡協議会 副会長【臨時委員】
	藤井 智子	国立大学法人旭川医科大学 教授
	松田 哲子	公益社団法人 北海道看護協会上川南支部
	山田 篤範	旭川市老人福祉施設協議会 副会長
	山田 智善	市民公募

○第9期計画策定に係る旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の審議状況

	開催年月日	審議内容
1	令和5年7月10日	・第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
2	令和5年8月22日	・旭川市の地域包括ケアシステムの現状と課題について (第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の総括)
3	令和5年10月6日	・第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画骨子案について
4	令和5年11月1日	・第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画骨子について ・第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における施設整備について
5	令和5年12月4日	・第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画評価報告書について ・第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
6	令和6年2月2日	・第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間における介護保険料の設定について
7	令和6年2月15日～ 令和6年3月8日 (書面開催)	・第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について

資料3 旭川市地域包括ケアシステム庁内推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域包括ケアシステム(本市の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。)の深化・推進のため、旭川市地域包括ケアシステム庁内推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進に係る総合調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、保険制度担当部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員は、会議に出席することができないときは、当該委員の指名する職員を代理として出席させることができる。
- 3 委員長は、前条第1項に定めるもののほか、必要と認める者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の特例)

第5条 委員長は、やむを得ない理由があるときは、会議の招集に代えて、書面により会議行うことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保険部長寿社会課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年8月22日から施行する。

(旭川市高齢者保健福祉計画等庁内推進委員会設置要綱の廃止)

2 旭川市高齢者保健福祉計画等庁内推進委員会設置要綱(平成14年2月19日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱の一部を改訂し、令和2年2月17日から施行する。

附 則

この要綱の一部を改訂し、令和2年9月25日から施行する。

附 則

この要綱の一部を改訂し、令和5年10月2日から施行する。

別表

総合政策部	政策調整課長, 財政課長
行財政改革推進部	行政改革課長, 公共施設マネジメント課長
地域振興部	地域振興課長, 都市計画課長
総務部	総務課長
防災安全部	防災課長, 交通防犯課長
税務部	税制課長
市民生活部	市民生活課長, 地域活動推進課長
福祉保険部	福祉保険課長, 指導監査課長, 国民健康保険課長, 介護保険課長, 障害福祉課長, 生活支援課長
子育て支援部	子育て支援課長
保健所	保健総務課長, 医務薬務担当課長, 健康推進課長, 保健指導課長
環境部	環境総務課長, 旭川市クリーンセンター所長
経済部	経済総務課長, 経済交流課長
観光スポーツ交流部	スポーツ課長
農政部	農政課長
建築部	建築総務課長, 市営住宅課長, 建築指導課長
土木部	土木総務課長, 公園みどり課長, 旭川市土木事業所長
消防本部	総務課長, 市民安心課長
学校教育部	教育政策課長
社会教育部	社会教育課長, 文化振興課長, 公民館事業課長, 旭川市中央図書館長
上下水道部	総務課長
市立旭川病院	地域医療連携課長, 経営管理課長, 医事課長

○第9期計画策定に係る旭川市地域包括ケアシステム庁内推進委員会の開催状況

	開催年月日	議 題
1	令和5年10月5日～ 令和5年11月1日 (書面開催)	<u>報告事項</u> ・第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための調査結果について ・第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の総括について <u>照会事項</u> ・第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画骨子案について
2	令和5年12月1日～ 令和5年12月20日 (書面開催)	・第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
3	令和6年2月28日～ 令和6年3月11日 (書面開催)	・第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について

資料4 介護保険料の推移

	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)
月額(円)	3,117	3,650	4,309	4,650	5,679

	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R2)	第8期 (R3～R5)	第9期 (R6～R8)
月額(円)	5,835	6,190	6,190	6,190

資料5 アンケート実施状況

調査の目的

本計画策定に向けた基礎調査として、地域のニーズや課題、現在の介護サービスにおいて不足している事項等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

調査期間

令和4年9月～令和5年3月

調査の概要

調査名	調査対象	調査の趣旨	発送数	有効回収数	有効回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の高齢者（一般高齢者と要支援1,2認定者）	要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況、支援のニーズ等の把握	4,382票	2,516票	57.4%
②在宅介護実態調査	在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている市民のうち、認定の更新（区分変更）申請をした方	家族・親族等からの介護の現状や支援のニーズ、介護者の負担、就労継続との関係性等の把握	1,200票	560票	46.7%
③在宅生活改善調査	居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（ケアマネジャー）	現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている利用者の実態把握、地域に不足する介護サービス等の検討	128票	91票	71.1%
④介護サービス事業所実態調査	市内の介護サービス事業所	介護人材に関することを中心に、サービス提供の現状等を把握	715票	413票	57.8%

資料6 旭川市介護保険事業費用の推移

(単位:千円)

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
居宅サービス費用計	13,788,649	27,313,713	25,786,353	33,950,629	44,561,391	48,805,027
訪問介護	3,685,252	7,347,718	7,711,915	11,143,185	18,053,761	22,123,041
訪問入浴介護	234,275	237,176	263,958	302,649	302,544	274,886
訪問看護	942,828	955,643	927,981	946,632	1,097,484	1,317,392
訪問リハビリテーション	50,441	38,338	133,615	281,881	506,368	643,120
通所介護	2,093,470	4,962,138	6,087,110	7,586,892	8,781,564	7,514,017
通所リハビリテーション	3,399,262	3,526,045	3,538,915	3,709,630	3,326,727	2,855,698
福祉用具貸与	330,552	882,534	1,004,264	1,396,090	1,957,995	2,443,833
居宅療養管理指導	89,028	115,823	113,653	213,048	273,621	411,353
短期入所生活介護	479,975	836,950	910,364	1,242,586	1,468,813	1,320,729
短期入所療養介護(老健)	180,467	398,432	288,343	205,271	138,275	137,492
短期入所療養介護(医療)	97,879	141,176	128,847	97,494	58,401	17,980
認知症対応型共同生活介護	649,117	4,954,997	254,657			
特定施設入所者生活介護	0	239,262	1,387,656	2,954,168	4,064,418	4,592,842
特定福祉用具販売	68,319	87,800	75,447	99,948	94,561	111,316
住宅改修	238,456	329,912	293,308	336,647	322,828	359,877
介護予防・居宅介護支援	1,249,328	2,259,768	2,666,320	3,434,508	4,114,031	4,681,451
施設サービス費用計	25,587,557	27,578,188	22,820,032	22,794,895	22,953,785	22,341,080
介護老人福祉施設	7,373,974	8,471,311	7,097,209	7,825,768	8,998,780	9,734,113
介護老人保健施設	8,678,275	9,619,507	9,124,471	9,511,500	9,097,096	8,808,946
介護療養型医療施設	9,535,308	9,487,370	6,598,352	5,457,627	4,857,909	3,798,021
介護医療院						
地域密着型サービス費用計			11,951,387	13,518,290	14,278,808	15,938,253
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			0	0	6,488	80,959
夜間対応型訪問介護			0	4,615	21,573	29,622
認知症対応型通所介護			846,492	744,247	681,143	625,326
小規模多機能型居宅介護			266,604	1,239,586	1,525,896	1,480,144
認知症対応型共同生活介護			10,838,291	11,529,842	11,648,875	11,284,003
地域密着型特定施設入居者生活介護			0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護			0	0	394,833	869,556
看護小規模多機能型居宅介護			0	0	0	0
地域密着型通所介護						1,568,643
その他費用計	408,523	911,567	3,454,905	4,099,966	4,882,310	5,154,931
特定入所者介護サービス費	0	264,066	2,007,297	2,216,185	2,591,653	2,548,714
高額介護サービス費	349,658	574,020	1,374,373	1,631,245	1,929,883	2,190,476
高額医療合算介護サービス費	0	0	0	169,797	268,921	326,413
審査支払手数料	58,865	73,481	73,235	82,739	91,853	89,328
介護保険給付費計	39,784,729	55,803,468	64,012,677	74,363,780	86,676,294	92,239,291
地域支援事業費計			1,134,278	1,361,659	1,495,793	3,233,116
介護予防・日常生活支援総合事業			339,942	412,106	321,699	1,520,346
包括的支援事業・任意事業			794,336	949,553	1,174,094	1,712,770
合計	39,784,729	55,803,468	65,146,955	75,725,439	88,172,087	95,472,407

(単位:千円)

	第7期	第8期 (見込み)	第9期 (見込み)
居宅サービス費用計	49,967,383	55,538,258	62,517,900
訪問介護	24,398,473	27,709,377	31,134,059
訪問入浴介護	284,023	308,057	298,377
訪問看護	1,457,171	1,697,106	1,899,291
訪問リハビリテーション	685,827	717,843	815,439
通所介護	5,118,891	5,177,439	5,800,357
通所リハビリテーション	2,674,680	2,405,537	2,529,270
福祉用具貸与	2,747,999	3,171,413	3,525,655
居宅療養管理指導	583,239	851,047	1,038,977
短期入所生活介護	1,294,778	1,386,266	1,503,010
短期入所療養介護(老健)	112,401	102,662	125,941
短期入所療養介護(医療)	8,581	0	273
認知症対応型共同生活介護			
特定施設入所者生活介護	5,115,593	6,013,083	7,435,087
特定福祉用具販売	124,975	129,534	153,167
住宅改修	352,565	349,125	371,616
介護予防・居宅介護支援	5,008,186	5,519,770	5,887,381
施設サービス費用計	22,489,339	23,084,752	23,520,917
介護老人福祉施設	10,476,735	11,496,647	11,566,722
介護老人保健施設	9,049,428	9,116,929	9,057,068
介護療養型医療施設	1,938,059	650,732	0
介護医療院	1,025,118	1,820,444	2,897,127
地域密着型サービス費用計	17,908,628	17,203,219	18,833,963
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	394,530	301,622	325,101
夜間対応型訪問介護	44,648	48,140	51,845
認知症対応型通所介護	527,387	438,135	407,835
小規模多機能型居宅介護	1,488,734	1,180,847	1,016,056
認知症対応型共同生活介護	11,608,996	11,340,385	12,063,087
地域密着型特定施設入居者 生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入居者生活介護	954,725	976,268	984,371
看護小規模多機能型居宅介護	797	27,499	754,502
地域密着型通所介護	2,888,811	2,890,324	3,231,166
その他費用計	5,135,300	4,773,333	5,150,190
特定入所者介護サービス費	2,292,499	1,765,806	2,018,830
高額介護サービス費	2,382,209	2,550,789	2,646,469
高額医療合算介護サービス費	373,296	361,362	381,262
審査支払手数料	87,295	95,376	103,629
介護保険給付費計	95,500,650	100,599,562	110,022,970
地域支援事業費計	6,321,274	6,489,445	6,979,427
介護予防・日常生活支援 総合事業	4,266,669	4,398,366	4,820,550
包括的支援事業・任意事業	2,054,605	2,091,079	2,158,877
合計	101,821,924	107,089,007	117,002,397

用語解説

用語	説明
英数字	
8020 運動	歯や口腔の健康づくりを図るため「80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保とう」という国民運動のこと。高齢社会における健康対策として、日本が世界に先駆けて独自に提案した施策。
ACP (エー・シー・ピー)	Advance Care Planning (アドバンス・ケア・プランニング)の略。自らが望む医療やケアについて前もって考え、家族や近い人、医療・介護関係者等と話し合い、共有する取組のこと。「人生会議」と言う場合もある。
ICT (アイ・シー・ティー)	Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で、情報技術と通信技術の両方を含む概念の総称。広くはそれらを活用した産業やサービスなどを含む。
PT・OT・ST	PT(理学療法士)は、基本的な身体能力の回復や改善に向けた動作訓練などを指導する専門職。OT(作業療法士)は、身体能力に応じて今後生活していくための問題を評価し、様々な活動による訓練を指導する専門職。ST(言語聴覚療法士)は、読み書きや会話などのコミュニケーションに関する課題や嚥下障がいのある方に対し、評価・訓練・援助を行う専門職。
あ 行	
一般介護予防	要支援者等も参加できる市民運営の通いの場の充実等、全ての高齢者が介護予防に取り組みやすい環境づくりを進めるための事業。介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業等。
か 行	
介護医療院	今後、増加が見込まれる慢性的な医療的・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設。
介護給付	要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。5段階の給付区分があり、訪問介護・訪問入浴・訪問リハビリテーション・訪問看護などの居宅サービスや、介護保険施設を利用した施設サービス、市町村が行う地域密着型サービスなどがある。
介護保険サービス	介護保険制度では、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援をいう。
介護支援専門員	ケアマネジャーともいう。ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家のことで、要支援・要介護認定者本人やその家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し給付限度額を目安に、ケアプランを作成する。サービスの利用について介護サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。
介護者	要支援・要介護認定者を介護する人。
介護予防	要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うもの。

用語	説明
介護予防支援	要支援1・2の認定者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めたケアプラン(介護予防サービス計画)の作成、サービス事業所等との連絡調整などを行う。
介護予防・日常生活支援総合事業	利用者の状態を踏まえ、介護予防、生活支援(配食・見守り等)、社会参加も含めた多様なサービスを提供する事業。
介護療養型医療施設	慢性疾患を有し、長期の療養が必要な要介護認定者のために、介護職員が手厚く配置された医療機関(施設)。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという人が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができる。令和5年度末(2023年度末)に廃止。
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい要介護認定者のための施設。入所により、食事・入浴・排せつなどの介護、機能訓練、健康管理、療養上の支援などが受けられる。介護保険法では、介護老人福祉施設、老人福祉法では、特別養護老人ホームと呼ばれている。
介護老人保健施設(老人保健施設)	入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設。利用者の状態に合わせたケアプラン(施設サービス計画)に基づき、医学的管理の下で、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて受けることができる。
看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型サービスの一つで、「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせたサービス。家庭的な環境の下に行う、通い・訪問・宿泊のサービスを提供する。※旧名称「複合型サービス」。
居宅介護支援	要介護1～5の認定者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めたケアプラン(居宅サービス計画)を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整などを行う。
居宅介護支援事業所	介護支援専門員(ケアマネジャー)が常駐し、要介護者や家族の依頼を受けて、要介護者の心身の状況、環境、希望等を考慮してケアプラン(居宅サービス計画)の作成やその他の介護に関する相談を行う。
居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が在宅で介護を受ける人の家庭を訪問し、薬の服用についてのアドバイスや栄養面での指導、歯の衛生管理のために歯みがき指導や入れ歯の洗浄など、日常の健康管理チェックを行うこと。
ケアプラン	要介護認定者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画。
ケアマネジメント	要支援・要介護認定者等に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能をいう。介護保険制度で位置付けられている機能。
ケアマネジャー	「介護支援専門員」参照。

用語	説明
軽費老人ホーム	高齢者が低額な料金で入所し、日常生活を送ることを目的とする施設。 A型、B型、ケアハウスの3種類がある。原則として 60 歳以上の人を対象。A型は、高齢等のため独立して生活するには不安のある人であって家族による援助が困難な人。B型はA型の要件に加えて自炊が可能な人。ケアハウスは、身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安がある人で家族の援助を受けることが困難な人。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっている。
権利擁護	認知症高齢者や知的障がい者等で判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行うこと。
後期高齢者	75 歳以上の高齢者
コーホート	同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のこと。人口推計に用いる方法に「コーホート変化率法」や「コーホート要因法」がある。 「コーホート変化率法」は、過去の実績人口の動向から変化率を求め、それを基に行う人口推計手法。比較的近い将来の人口を推計する場合で、変化率の算出基礎とする期間及び近い将来において特殊な人口変動がない場合に用いられる。 「コーホート要因法」は、過去の実績人口の動向から求められる変化率を、自然増減及び純移動という2つの要因に分けて将来値を仮定し、それを基に行う人口推計手法。長期にわたる人口を推計する場合や、将来値の算出基礎とする期間及び近い将来において特殊な人口変動があるとみられる場合に用いられる。
高齢化率	高齢者の人口比率。65 歳以上の人口を総人口で除した比率のこと。
高齢者虐待	高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。
さ 行	
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して生活を支援するサービスを提供する高齢者向けの民間賃貸住宅。
社会福祉協議会	社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されている。地域福祉事業推進の中心的役割を担っている。
重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための包括的な支援体制の構築を目的として、市町村における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つを一体的かつ重層的に実施する体制を整備する事業
住宅改修	在宅生活継続のための、手すり取り付け、段差解消、滑り止め、和式便器から洋式便器への取換え等といった住宅の改修。
縦覧点検	利用者や患者のレセプトを、事業所単位で複数月にわたって照合確認すること。
就労的活動支援コーディネーター	就労的活動の場を提供できる団体・組織と就労的活動を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする人材のこと。

用語	説明
小規模多機能型居宅介護	利用者の在宅又は利用者が通うサービス拠点における短期間宿泊、食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送る上で必要となる支援などや機能訓練等を提供するサービス。
シルバー人材センター	高齢者に対して、生きがいづくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。
成年後見制度	認知症等により判断能力が不十分であるために、法律行為における意思決定が不十分又は困難なものについて、その判断能力を補い、保護・支援する制度。
前期高齢者	65 歳以上 75 歳未満の高齢者
た 行	
第1号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の市民。
第2号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者。
ターミナル	終末期のこと。治癒の見込みがなく、死期が近づいた患者(利用者)に対し、延命治療中心でなく、患者の人格を尊重した医療・看護・介護ケア中心の包括的な援助を行うことを「ターミナルケア」という。
団塊の世代	戦後の第一次ベビーブーム期(昭和 22 年から昭和 24 年頃)に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされる。2025 年(平成 37 年)には、全ての団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費など様々な分野に影響が出るものと考えられている。
短期入所生活介護(ショートステイ)	一時的に居宅での生活が困難になった場合に、特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所して受ける、入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練、その他の日常生活を送る上で必要となるサービス。
短期入所療養介護(ショートケア)	一時的に居宅での生活が困難になった場合に、介護老人保健施設、介護療養型医療施設で短期間入所して受ける、看護、医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援等の介護予防を目的としたサービス。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域ケア会議	医療・介護・福祉の専門職や多様な関係者の協働により、高齢者個人に対する支援方法の検討や地域における課題の解決策の検討を行う会議。高齢者個人に対する効果的な支援方法の検討や集積した高齢者個人が抱える課題を基に地域全体の課題を分析・把握する「地域ケア個別会議」と、地域ケア個別会議を通じて明らかになった地域の課題の解決策を検討する「地域ケア推進会議」に分類される。

用語	説明
地域支援事業	介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」及び「任意事業」からなる。
地域福祉	地域社会を基盤にして、住民参加や社会福祉サービスの充実に基づいて福祉コミュニティを構築し、地域住民一人ひとりの生活の質の向上を実現していこうとする社会福祉の分野・方法。地域住民の生活上の問題に対して、住民相互の連携によって解決を図ろうとする点が特徴として挙げられる。
地域包括ケアシステム	高齢者が介護を必要とする状態となっても、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等を一体的に受けられる支援体制を構築する仕組み
地域包括支援センター	地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。本市においては、独自に精神保健福祉士を配置している。
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設に入所している利用者を対象として、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービスや機能訓練、療養上のサービス。
地域密着型サービス	要介護認定者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、提供されるサービス。
地域密着型通所介護	通所介護事業所などで提供される、食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送る上で必要となる支援及び機能訓練などを提供するサービス(ただし、利用定員が19名未満のものに限り、認知症対応型通所介護に当たるものを除く。)
チームオレンジ	認知症サポーターを中心としたチームにより、地域で生活する認知症の人や家族の支援を行う地域活動。
通所介護(デイサービス)	在宅生活の高齢者が、デイサービスセンターに通うことで受けられる、食事、入浴、レクリエーションや機能訓練などのサービス。
通所リハビリテーション(デイケア)	在宅生活の高齢者が、医療機関や介護老人保健施設に通うことで受けられる、リハビリテーション。心身の機能に低下がみられる人が対象となる。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら提供する、短時間の定期巡回型訪問と随時の訪問サービス。
特定健康診査	40歳以上75歳未満の人に対して生活習慣病の予防と早期発見を目的として医療保険者が行う健康診査。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している要介護認定を受けた利用者に対して提供される、食事・入浴・排せつ等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活を送る上で必要となる支援等のサービス。
特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴や排せつの際に用いられる等、貸与にはなじまないもの(これを「特定福祉用具」という)を販売するサービス。該当用具:腰掛便座、自動排せつ処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分。

用語	説明
な 行	
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、人口や社会的条件などを勘案した社会基盤の単位となるエリアで市町村内に設定される生活圏域。
任意事業	地域支援事業のうち、事業の内容及び種類を市町村の任意により行う事業。
認知症	脳の疾患や障害によって、記憶や思考などの認知機能の低下が起こり、日常生活や社会生活に支障をきたしている状態。
認知症基本法	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の略称。認知症の人を含めた国民一人ひとりが個性と能力を発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進することを掲げている。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となり自分のできる範囲で活動を行うため、認知症サポーター養成講座を受けた人。
認知症初期集中支援チーム	認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を対象に、観察・評価をおこなった上で、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う、複数の専門職で構成されるチームのこと。
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者に対し、共同生活を営む住居において、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス。
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象とし、入浴や食事の提供その他の日常生活上の支援や機能訓練を行う、通いサービス。
認知症地域支援推進員	地域における医療及び介護の連携強化並びに認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。
認定率	高齢者に占める要介護等認定者の割合。
は 行	
バリアフリー	高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等全ての障壁(バリア)を除去する必要があるという考え方。
福祉用具貸与	高齢者の身体機能の変化に対応するため、福祉用具指定を受けた用具の貸与サービス。車いす、特殊寝台、手すり、スロープ等。
フレイル	年齢を重ねることによりからだや心のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態のこと。健康な状態と要介護の中間的な状態で、要介護になる危険性が高いが、適切なケアを行うことでフレイルの進行を防ぎ、健康な状態に戻ることが可能だと言われている。
包括的支援事業	地域支援事業のうち、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等。
訪問介護(ホームヘルプ)	訪問介護員(ホームヘルパー)が訪問して提供する、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活の援助サービス。
訪問看護	在宅生活の高齢者に看護師等が訪問して提供する、主治医の指示に基づいた、病状の確認や医療処置。
訪問入浴介護	在宅生活の高齢者が、自宅浴室等での入浴が困難な場合に提供される、巡回入浴車による入浴及び入浴介助サービス。

用語	説明
訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士等の専門職が居宅を訪問して行う、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするリハビリテーション。
保険給付費	介護保険サービスの総費用から、利用者負担により賄われる部分を除いた、介護保険で賄う費用。要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付、条例により市町村が独自に実施する市町村特別給付に区分される。
保健師	保健師助産師看護師法第2条で、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて健康の保持増進、疾病の予防、健康教育などの保健指導に従事する者をいう。
保健福祉事業	第1号被保険者の保険料を財源として、要介護被保険者を介護する者の支援を行う事業。
保険料基準額(月額)	事業計画期間における保険給付費、地域支援事業費等の事業費支出のうち、第1号被保険者保険料で賄うべき費用(保険料収納必要額)を、補正第1号被保険者数及び保険料予定収納率で除し、更に12か月で除したもの。
ま 行	
看取り	近い将来、死が避けられないと判断された人に対し、身体的苦痛や精神的苦痛を緩和・軽減するとともに、人生の最期まで尊厳ある生活を支援すること。
民生委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題(生活上の問題、高齢者・障がい者福祉等福祉全般)についての相談を受ける人。児童委員との兼務で「民生委員・児童委員」として活動している。
や 行	
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問介護サービスと、通報に応じて随時サービスを組み合わせた訪問サービス。
有料老人ホーム	食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理のいずれかの便宜を供与することを目的とする施設。
要介護者	一般的には、何らかの理由で、食事や排せつ・入浴などの動作が自力で行えず、日常生活において他者の介護を必要とする者をいう。介護保険法第7条によると、次の者をいう。①要介護状態にある65歳以上の者、②要介護状態にある40歳以上65歳未満の者で、特定疾病によって生じた者。
要介護状態	食事、入浴、排せつなどの日常生活における基本的な動作の全部または一部について、継続して常時介護を要すると認められた状態で、要介護状態区分のいずれかに該当する者。
要介護等認定	要支援1・2、要介護1～5の7段階にどの程度の介護を必要としているかをランク分けしたもの。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。
養護老人ホーム	環境上の理由や経済的な理由で、在宅で養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、養護するとともに、高齢者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを目的とする施設。 特別養護老人ホームと違い、介護保険施設ではなく、行政による措置施設であり、入所の申込みは施設ではなく市町村に行う。

用語	説明
予防給付	要支援状態と認定された被保険者に提供される介護予防サービス, 介護予防に関わる費用の支給のこと。2段階の給付区分があり, 介護予防訪問入浴・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防訪問看護などの介護予防サービスや, 市町村が行う地域密着型介護予防サービスなどがある。
ら 行	
レスパイト	介護者の日々の疲れ, 冠婚葬祭, 旅行などの事情により, 一時的に在宅介護が困難となる場合に, 期間を設けた施設や病院等への受入れを行い, 介護者の負担軽減を行うこと。

第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

令和6年（2024年）3月
旭川市福祉保険部長寿社会課
〒070-8525 旭川市7条通9丁目
☎(0166)25-9797

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>